

- ・子どもの些細な変化を見逃さず、困っている様子があれば子どもの話に真剣に耳を傾けいじめの未然防止や早期発見に努める。
- ・いじめの疑いがある場合は、事実関係を冷静に整理するとともに、学校や専門機関に相談する。
- ・子どものスマートフォンや通信型ゲーム機等の使用については、家庭での約束ごとを決め、インターネットを通じて行われるいじめの被害を受けていないか、又は誹謗中傷等の書き込みを行っていないかなどについて、定期的に確認する。

（３） 早期解消に向けた取組

- ・子どもがいじめを受けた場合、身体の安全を確保するとともに、学校と協力していじめの解消を図る。
- ・子どもがいじめをした場合、その行為をやめさせるとともに、速やかに学校へ相談する。
- ・子どもを通していじめの情報を把握した場合、我が子のいじめとの関わりを確認するとともに、速やかに学校へ連絡、相談する。

10 いじめ防止等のために地域が果たす役割

いじめは、いつでもどこでも起こり得ることを踏まえ、いじめの防止等のためには地域と学校との連携が重要である。また、大人たちが積極的に児童に関わるなど、家庭と地域社会が一体となって児童に関わるという連帯感が大切である。学校では以下の事項について、様々な機会を利用して広く地域への周知、啓発を図る。

（１） 未然防止に向けた取組

- ・地域は、学校と互いの情報を共有し、登下校の見守りやあいさつ運動、地域清掃、ラジオ体操等のさまざまな活動に協力することを通して、常に連携を図るよう努める。
- ・地域は、学校運営協議会や青少年育成推進者等を効果的に活用し、児童の社会性や協調性、規範意識や人を思いやる心を育てるために、地域の行事（校区活動、自治会活動、子ども会等）や体験活動（瑞穂総合クラブ、スポーツ活動等）への参加を促すなど、さまざまな交流や体験を通して、児童同士、又は児童と地域住民との心の結び付きを深める環境づくりを推進する。
- ・地域は、いじめや非行に対する理解や認識を深め、児童の規範意識の醸成及び社会環境の浄化に努める。また、地域・学校・家庭などの関係者が、児童についての情報を交流する場（学校運営協議会や青少年育成市民会議三部会等）をもち、共通理解のもとに児童のいじめや非行防止に努める。

（２） 早期対応に向けた取組

- ・地域の住民、企業従事者、商店や商業施設等の経営者等は、地域においていじめ又はいじめと疑われる行為を認めた場合、当該児童に声かけを行う等をして様子を見るとともに、校区の学校又は市教育委員会へ連絡することに努める。
- ・民生委員、民生児童委員等は、地域においていじめの発見に積極的に取り組み、いじめ又はいじめと疑われる行為を認めた場合、市教育委員会及び学校と協力して対応する。
- ・地域ボランティア（おじさんおばさん運動）やあいさつ運動、安全パトロールなど活動を通して、日ごろから子どもたちとあいさつを交わして顔見知りになる等、登下校時や遊んでいる子どもの見守りや声かけをする。子どもの様子がおかしい、いじめかもしれないと思ったら、市教育委員会や学校に情報提供をする。